

新規補助金概要シート

(1) 補助内容

番 号	所 管			福祉局障がい者施策部障がい支援課		
名 称	障がい児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金					
交付先	障がい児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等を整備する法人					
交付目的	弱い立場に置かれたこどもが性犯罪・性暴力の被害にあう事案が後を絶たない状態であることから、こどもが長く過ごす場における性被害防止と早期発見のための仕組みを整備することによって、すべてのこどもが安心して過ごすことができる社会の実現を目的とする。					
事業の概要	障がい児通所事業所等において、性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新に係る経費を補助する。					
算定額及び積算	補助基準額100千円×補助率3/4×1,200事業所＝補助金額90,000千円 (令和6年度算定額)					
事業開始年度	令和6年度			交付方法	通常払い(補助金額確定後)	
根拠規定等	法律 ☐	条例 ☐	規則 ☐	契約・債務負担行為等 ☐	要綱 ☒	
法律・条例等の名称						
補助率等	(補助基準額) 1事業所あたり 100千円 (補助率) 対象経費の3/4 ※国が定める補助率を適用しているため、補助率が1/2以上となっている					
財源の有無	国 ☒ (2/3)	府 ☐ ()	その他() ☐ ()	無 ☐		
本市以外からの直接補助	国 ☐ ()	府 ☐ ()	その他() ☐ ()	無 ☒		
交付先の分類	法人					
性質別分類	施設整備事業補助					
終 期	令和7年度					
公 募	有(提案型) ☐		有(提案型以外) ☒		無 ☐	
市民の参画	有 ☐	無 ☒				
再補助の有無	有 ☐	無 ☒	有の場合 その理由			

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	こどもが性犯罪・性暴力の被害にあう事案が後を絶たない状態であることから、性被害防止対策にかかる設備等の整備を支援する当補助金は、必要性を有している。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	補助率は補助対象経費の1/2以上だが、財源(国補助)が充当されれば1/2以下となるため、妥当性を有している。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	障がい児通所事業所等において、補助金の交付により性被害防止対策が促進されることで、その施設を利用しているこどもたち及びその家族の安心感につながっていくため、有効性を有している。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	資格要件を備えた補助対象者を広く募集しているため、公平性を有している。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	障がい児通所支援事業所における子どもの安全確保。
--------	--------------------------